

## 白河市空家改修等支援事業補助金交付要綱

平成28年白河市告示第178号

(趣旨)

第1条 この要綱は、白河市空家バンクの利用の促進を図るとともに、定住を推進するため、空家の改修等に対して予算の範囲内で補助金を交付することに関し、白河市補助金等交付規則（平成17年白河市規則第39号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 空家 白河市空家バンク設置要綱（平成28年白河市告示第177号。以下「設置要綱」という。）第3条第2項の登録を受けた空家をいう。
- (2) 定住 5年以上に渡って、生活の本拠を有していることをいう。
- (3) 購入者 空家を購入した者をいう。
- (4) 賃借者 空家を賃借した者をいう。
- (5) 改修 内外装、玄関、居室、便所、台所、風呂等を対象とした一般的な改修（増築及び改築を除く。）をいう。
- (6) 家財処分 残置された家財の撤去、運搬及び処分をいう。
- (7) 補助事業者 本事業を実施する購入者、賃借者をいう。

(交付対象経費)

第3条 補助の対象となる経費は、補助事業者が行う空家（併用住宅の場合にあっては、住宅部分に限る。以下同じ。）の改修に係る費用及び家財処分費用とする。ただし、この要綱又は国若しくは地方公共団体から別に改修等に係る補助金（白河市木造住宅耐震改修支援事業実施要綱（平成26年白河市告示第105号）に係る補助金を除く。）の交付を受けている空家は、この限りでない。

(補助の要件)

第4条 本事業における補助金の交付要件は、次に定めるとおりとする。

- (1) 当該空家に定住すること。
- (2) 町内会に加入し、又は加入する見込みがあること。
- (3) 当該空家に所有者又は所有者の3親等内の親族に該当する者が定住しないこと。
- (4) 市区町村税の滞納がないこと。
- (5) 補助金の交付申請は、購入又は賃借した日から起算して12箇月以内かつ補助対象の工事が完了してから行うこと。
- (6) 空家を賃借する場合は、改修又は家財処分の実施について、補助金の交付申請の前に所有者の承諾を得ること。
- (7) 居室のほか、生活に必要な玄関、便所、台所、風呂等を備えていること（改修に係る費用の補助を受ける場合に限る。）。
- (8) 補助の対象とする空家は、本事業を実施する前後において、建築基準法（昭和25年法律第201号）その他関係法令に違反していないこと又は行政庁から違

反指導を受けていないこと。

(9) 本事業を実施しようとする者は、改修又は家財処分の着手前に、次の書類を市長に提出すること。

ア 改修又は家財処分に係る見積書の写し

イ 改修又は家財処分に係る施工前の写真

ウ 改修部位を明記した平面図

(補助金の率及び限度額)

第5条 本事業の対象経費に係る補助率及び限度額は、次の表のとおりとする。

対象経費	補助率	限度額
空家の改修に係る費用	2分の1	1,500,000円
空家の家財処分に係る費用		50,000円

2 前項の規定により算出した額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請)

第6条 規則第5条第1項第4号に規定する書類は、次に掲げる書類とする。

(1) 改修又は家財処分に係る契約書、工事の内容が確認できる書類及び領収書の写し

(2) 改修に係る施工前及び施工後の写真(空家の改修に係る費用の補助を受ける場合に限る。)

(3) 改修部位を明記した平面図(空家の改修に係る費用の補助を受ける場合に限る。)

(4) 処分した家財の写真(空家の家財処分に係る費用の補助を受ける場合に限る。)

(5) 建築基準法(昭和25年法律第201号)第6条第4項又は第6条の2第1項の規定により交付を受けた確認済証(同法第6条第1項の確認申請が必要な改修に限る。)

(6) 所有者の同意書(賃借者が事業を実施する場合に限る。)

(7) 直近の市区町村の納税証明書

(8) その他市長が必要と認める書類

2 規則第5条第2項の規定により、同条第1項第2号及び第3号の添付書類の提出は、要しないものとする。

(補助金の交付の条件)

第7条 補助金の交付決定後5年以内に空家に定住しなくなった場合は、次に掲げるときを除き、補助金の一部又は全部を返還させる条件を付すものとする

(1) 療養、就職又は就学により、転居するとき。

(2) 死亡したとき。

(3) その他市長が必要と認めるとき。

(着手届及び完了届の省略)

第8条 規則第14条ただし書の規定により、補助事業等着手届及び完了届の提出は、要しないものとする。

(実績報告)

第9条 規則第16条に規定する補助事業等実績報告書の提出は、要しないものとする。

(財産の処分の制限)

第10条 本事業により改修を行った空家の規則第21条ただし書に規定する市長が定める期間は、5年とする。

(関係書類の整備)

第11条 補助事業者は、規則第22条に規定する書類、帳簿等を整備し、本事業が完了した日の属する会計年度の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則（平成28年白河市告示第187号）

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則（令和2年3月13日要綱）

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和3年3月30日要綱第64号）

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。